柏崎市第四次総合計画

後期基本計画の概要をお知らせします

問企画政策課企画係　☎21・2321 FAX32・3303

後期基本計画（平成24～28年度）は、前期基本計画や柏崎市震災復興計画における取り組みを発展的に引き継ぎながら、時代潮流などから取り組むべき主要課題を捉え、基本理念である「好きです　輝く柏崎」の実現に向け、各分野における施策の基本方針を総合的かつ横断的に考慮したまちづくりの方向性を「後期基本計画を推進する５つの市政の方針」にまとめ、具体的な施策や事業を示したものです。

基本理念　「好きです 輝く柏崎」

都　市　像
- ●ものづくりと技術が集積したまち
- ●安全で健康に暮らせるまち
- ●自然と文化が息づく潤いのあるまち

市　民　像
- ●人権を尊重し支え合う市民
- ●開かれた心を持ち、次の世代を育む市民
- ●未来を拓き自立する市民

自治運営の基本方針　　**分野別施策の基本方針**

実現に向け推進

後期基本計画を推進する
5つの市政の方針

この「後期基本計画を推進する５つの市政の方針」は、地域主権型社会における「新しい公共」や「内生的活力」の考え方の下に、市民自らが地域づくりの担い手として主体的に行動する力である「市民力」やそれぞれの地域において、そうした市民力が集まり一つになって地域社会を支えていく力である「地域力」を基礎におき、後期５年間における、時代背景を捉えた課題や市民ニーズの高い課題について取り組みを進め、まちの活力の源である人口を下支えするとともに、５年先を見据えた新たな芽を育む計画としています。

自治運営の基本方針

市民と行政による協働社会の形成

多様な市民参画と協働の推進

地域社会におけるさまざまな課題に対応できるよう地域の人材育成を通して、地域コミュニティ活動が一層活発となる環境づくりを進めます。

また、市民参画によるまちづくりを進めるため、政策形成から行政経営の各過程において、市民参加の機会を積極的に設けます。

主な施策事業
- ●（仮称）協働のまちづくり推進会議の設置
- ●（仮称）市民活動センターの設置

人権尊重社会の形成

市民一人ひとりの尊厳と人権が尊重される地域社会の実現を目指すとともに、男女が共に支え合う社会づくりを推進します。

主な施策事業
- ●人権・同和教育の啓発活動
- ●男女共同参画に係る活動の推進

市民ニーズに的確に応える行政経営

自治機能の向上

市民への分かりやすい広報活動や、市民の声を市政に反映する広聴活動の充実に取り組みます。また、多様な市民ニーズに対応することができる職員の育成と確保を進めるとともに、産学官連携によるまちづくりを考える人材育成に努めます。

主な施策事業
- ●インターネットを活用したサービスの充実
- ●（仮称）柏崎塾の創設

自治資源の有効な活用

市債残高の圧縮や資産の有効活用、指定管理者制度の導入などを進め、効率的で持続可能な財政運営に取り組みます。

主な施策事業
- ●コンビニ収納の導入
- ●公共施設の中長期的な施設保全計画に基づく維持管理

行政のスリム化

機能的な業務遂行、効率的な組織づくりにより行政サービスの充実を図ります。また、市民から信頼される自治体を目指し、内部統制の体制整備を進めます。

主な施策事業
- ●指定管理者制度や民営化の推進
- ●情報システムの標準化に伴う業務改善

分野別施策の基本方針

活力と創造性に満ちたまちをめざして

地場産業の振興

ものづくり産業については、産学連携や人材育成を進め、高度な技術を持つ、持続可能で自立的な発展を目指します。

商業の振興を図るため、歩いて楽しむことができる商業空間の形成を目指すとともに、商店街の魅力向上や買い物弱者対策に取り組みます。また、身近な地域資源を活用した地域が主役の通年型・滞在型観光を目指します。

農林水産業では、担い手の育成・確保や基盤整備を進め、経営の効率化・安定化を進めます。また、地産地消を進めるとともに、柏崎米のブランド化や六次産業化など、柏崎の農林水産物の魅力向上に努めます。

主な施策事業

- **技術ＰＲ、販路拡大を目指す見本市の開催**
- **空き店舗などを活用した創業支援**
- **産業観光の推進**
- **農業の六次産業化の推進**

産業集積と新たな産業の育成

地域の産業振興や産業集積の拠点として、柏崎フロンティアパークへの魅力ある企業立地を進めます。特に、既存産業や大学などの研究機関と連携し、ＥＶ・ＰＨＶ関連産業の形成や企業誘致を進めるとともに、新エネルギーの利活用を進めます。

また、若者の定着と雇用環境を高めるため、新産業創出や企業支援など創業・起業しやすい環境を整備します。

主な施策事業

- **企業立地推進体制の強化**
- **地元企業を含む設備投資支援策の充実**
- **電気自動車の研究への支援**

産業活動を担う人材の育成

産業活動を担う人材の確保および技術の継承、高度化を目指して、若者たちの職業観・勤労観を育むためのキャリア教育を進めます。

また、農業分野においては、担い手不足を解消するため、農業生産法人化と集落営農を進めるとともに、新規就農者を受け入れるための農業経営の安定化を図ります。

主な施策事業

- **ものづくりマイスターカレッジの推進**
- **新規就農者への支援**
- **若者就職支援セミナーの実施**
- **医療・介護分野の市内事業所への就職支援**

産業を活性化する基盤の整備

国道８号柏崎バイパスの全区間の早期供用開始を目指すほか、柏崎フロンティアパークへのアクセス道路の整備手法を検討します。

柏崎港は、物流機能を維持しながら観光機能の充実を図ります。

主な施策事業

- **国道８号柏崎バイパスの整備促進**
- **都市計画道路の整備**
- **港と海のレジャーの連携による活性化**

柏崎市第四次総合計画後期基本計画の概要をお知らせします

分野別施策の基本方針

安心して快適に暮らせるまちをめざして

安全・安心なまちづくりの推進

治山・治水などの防災対策を図るとともに、地域の防災力の向上を進めます。また、日常の消防・救急・救助体制を強化するとともに、さまざまな危機に迅速かつ的確に対処するため、平常時からの準備を充実します。

原子力発電所については、これまで以上に国や事業者に対して安全性・透明性の確保を強く求めていくとともに、市民に対する原子力に関わる正確な知識の普及や情報提供に取り組みます。

主な施策事業

- **除雪車など除雪体制の整備**
- **津波などのハザードマップ作成や自主防災組織の育成**
- **原子力発電所の事業者の安全運転、国の安全規制に関する透明性の確保**
- **原子力防災計画と原子力消防活動計画の見直し**
- **消防・救急無線のデジタル化**

快適な暮らしを支える生活基盤の整備

快適な市民生活を支えるため、各交通手段の機能分担や連携を進め、地域に適した利便性の高い生活交通網の確保に努めます。

また、歩道や公園のバリアフリー化、生活道路や公営住宅の整備、上下水道・ガス、ごみ処理施設などの計画的な整備などを進め、良質な生活環境の安定確保に努めます。

主な施策事業

- **上越・北陸新幹線と信越本線との接続改善**
- **持続可能な生活交通ネットワークの構築**
- **ごみ処理施設などの大規模修繕**
- **ガス事業民営化時期の検討作業の再開**

人と自然の共生社会の推進

持続可能な社会への変革を目指し、市民・事業者・行政の協働により、自然との共生を図りながら、低炭素・循環型の社会の形成を目指します。

主な施策事業

- **柏崎市ＥＣＯ２プロジェクトの推進**
- **下水汚泥から発生する消化ガスなどによる発電**
- **３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進**
- **柏崎・夢の森公園を活用した里山の復元**

心の通い合う健康と福祉のまちをめざして

生涯にわたる健康づくりの推進

市民一人ひとりが自らの健康づくりと疾病予防に意欲的に取り組めるよう情報提供や健診結果の活用に努めるとともに、地域が主体となる健康づくりの環境を整備します。

また、市民の健康を支える医療体制の充実を図るため、医療従事者の確保を進めます。

主な施策事業

- **市民の「健康宣言」事業の推進**
- **がん予防と健診普及の啓発**
- **医師や看護師の確保**

分野別施策の基本方針

心の通い合う健康と福祉のまちをめざして

安心して産み育てる環境づくりの推進

行政・地域・企業の連携による一体的な子育てや親子の健康づくりを支援し、働きながら子育てができる環境づくりを構築します。

また、母子の健康確保と育児不安や養育不安の軽減に向けた相談体制を充実します。

主な施策事業

- ●休日・一時保育サービスの充実
- ●放課後児童受入施設の小規模校での開設、小学校４年生以上の受入れの検討
- ●子育てに関わる相談体制の充実

互いに助け合う地域づくりの推進

全ての市民が住み慣れた地域で、自分らしく生きられるよう、共に支え合う地域福祉を進めます。

また、高齢者や障害者が、地域で安心して生活できるよう、在宅生活への支援や自立支援などの取り組みを充実します。

主な施策事業

- ●ボランティアの養成
- ●介護予防の普及啓発と介護予防事業の拡充
- ●グループホーム・ケアホームの整備推進

豊かな心と生きる力を育むまちをめざして

地域との連携による学校教育の推進

自然体験などさまざまな体験を通じて感性・社会性などを育む特色ある教育の向上に努めます。また、幼稚園・保育園から高校の長い期間にわたる子どもの成長を支援します。

教育環境の整備を図るため、耐震化などの学校施設の整備、情報教育などの充実に向けた取り組みを進めます。

主な施策事業

- ●自然体験など豊かな心を育む教育の充実
- ●中学校区や地域特性を活かした小中一貫教育の推進
- ●学校施設の耐震化、改修

生涯学習の推進による地域の教育力の向上

生涯学習環境の整備と充実により、市民一人ひとりが生涯にわたり学ぶ喜びを感じ、社会づくりに積極的に関わっていく生涯学習社会を形成します。

また、生涯学習を支える地域の人材育成を進め、魅力ある学習や交流の場を提供します。

主な施策事業

- ●柏崎公民館やコミュニティセンターにおける各種講座の充実
- ●生涯学習関連施設における学習情報の収集・共有・提供の体制づくり

柏崎市第四次総合計画後期基本計画の概要をお知らせします

分野別施策の基本方針

個性と魅力にあふれたまちをめざして

スポーツを通じた地域活力の向上

スポーツを通じて、生涯にわたり運動習慣を身につけて元気な生活が送れるよう、気軽にスポーツに親しむことができる環境を充実します。

また、スポーツを通じた交流を進めるため、スポーツレクリエーション行事やスポーツ合宿などの誘致に取り組みます。

競技力向上への期待が高まる競技スポーツの振興に向けて、関係機関と連携し、スポーツ団体や指導者・選手の育成に努めます。

主な施策事業

- **国内トップレベルの公式戦の開催**
- **スポーツ選手や指導者の育成・強化**

魅力ある都市の形成

まちなか活性化とともに、魅力ある柏崎らしい景観まちづくり、伝統あるものづくり産業や農業、水産業の柏崎ブランドの形成、地域と大学との連携による大学の魅力を高める取り組みを進め、人やものを引きつける魅力ある都市の形成を進めます。

主な施策事業

- **景観まちづくりの推進**
- **シティセールス基本方針の策定**
- **（仮称）かしわざき大使、（仮称）サポーター制度の創設**
- **定住を促進するための体制づくり**

歴史・文化の継承と創造

地域に誇りや愛着を持ち、多くの人を引きつけるまちの個性と魅力を高めるため、地域の歴史や文化、風土を継承し、守り育む取り組みを進めます。

また、新たに建設される文化会館アルフォーレを拠点とした、新たな地域文化の創造に向けた市民のさまざまな活動の環境づくりに努めます。

主な施策事業

- **伝統芸能・文化の保存と伝承**
- **文化会館アルフォーレを中心とした芸術文化活動の推進**
- **名勝・史跡などの歴史文化探訪コースの設定と活用**

計画の推進と進行管理、目標指標の設定

地域主権型社会の進展や市民ニーズの高度化・多様化などから、自己決定・自己責任による主体的な行政運営が求められています。行政として現状の問題点を把握し、今後の方向性を示していく必要があります。こうした観点から、市民、各種団体の代表、有識者などからなる総合計画推進委員会を設置して、後期基本計画の進行管理と評価を行い、事業の進捗状況、市民ニーズ、優先順位、熟度などを総合的に点検しながら、予算編成や施策・事業を実施することで後期基本計画を着実に推進していきます。

後期基本計画では、政策や事業の実効性を確保するために、施策ごとの目標指標を掲げ、この指標を踏まえた進行管理や評価を行うことにしています。

■目標指標の一例

	現在値（平成22年度）	目標値（平成28年度）
●観光入込客数	411万人	432万人
●企業立地件数（基本構想策定時からの延べ件数）	5件	17件
●児童クラブの設置数	16か所	19か所

第四次総合計画後期基本計画に基づく 財政計画を策定しました

公共施設の保全・延命化も盛り込みました

このたび、第四次総合計画後期基本計画の策定にあたり、今後の財政運営の指針とするため、平成24年度から10年間の財政計画を策定しました。この計画では、今後老朽化した公共施設の維持・修繕に多額のお金が必要になると見込まれることから、公共施設の長寿命化も考慮して策定しました。

問財務部財政課 ☎21・2326 FAX32・3303

■計画期間前半は財政調整基金を取り崩す厳しい財政運営に

平成33年度までの10年間は、引き続き赤字になることなく、財政運営を行うことができる見通しです。

計画前半の平成24・25年度では、それぞれ11億円、12億円と多額な財政調整基金・減債基金を取り崩さなければならないと見込まれており、厳しい財政運営が予想されます。その後、平成27年度からは財政状況が好転し、基金の積み立てができると予想していますが、国営土地改良事業の市野新田ダムが完成し、その負担金の支払いが必要となる平成29年度には、一時的に財源が不足する見込みです。

平成30年度以降は、大きな負担となっていた災害復旧事業の起債の返済が終了することから、ガス事業の民営化を計画に組み込んだ結果、財政調整基金の積み立てができる見込みとなりました。

平成24～33年度の収支見通しの内訳

単位：億円

区分＼年度		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
歳入	市税	157	155	154	150	148	146	143	141	139	137
	地方譲与税	16	16	17	17	17	16	16	16	16	16
	地方交付税	75	77	78	81	82	78	76	69	65	64
	電源立地地域対策等交付金	17	17	17	17	18	18	18	18	18	19
	国庫支出金	33	40	34	35	34	31	35	36	32	31
	県支出金	27	29	28	29	29	28	28	28	28	28
	市債	45	40	34	39	35	45	34	36	28	34
	その他	155	112	92	83	80	89	120	75	77	75
	＜歳入合計＞	525	486	454	451	443	451	470	419	403	404
歳出	消費的経費	238	239	231	227	226	209	202	202	201	202
	（うち人件費）	(74)	(77)	(73)	(72)	(72)	(74)	(73)	(73)	(72)	(72)
	投資的経費	60	54	37	43	37	46	37	42	33	31
	公債費	65	64	66	62	65	62	57	44	39	42
	その他	162	129	121	119	115	134	174	131	130	129
	＜歳出合計＞	525	486	454	451	443	451	470	419	403	404
財政調整基金・減債基金の取り崩し額		11	12	3	−1	0	0.1	−45	−1	−0.2	−0.1

※財政調整基金・減債基金の取り崩し額のマイナス表示は、積立額です。

■公共施設の長寿命化に約80億円を盛り込む

柏崎市の市民一人当たりの建物保有面積は、県内類似都市と比べて高い数値になっています。これは、昭和50年代から小中学校の改築が相次いだことや、電源立地地域として交付されるお金を活用し、教育・文化・体育・福祉・医療などの施設の充実を進めてきたからです。こうした施設は、建設から20年以上が経過し、今後老朽化が一段と進む見込みです。

このため、財政負担の平準化を図りながら、中長期的な公共施設の保全に努め、施設の延命化を進めることとし、この費用として約80億円を財政計画に盛り込みました。

■市債残高は減少
実質公債費比率は高めで推移する見込み

起債残高は、平成23年度をピークに、災害復旧事業債の返済に合わせて順調に減少していく見込みです。

実質公債費比率は、平成30年度まで22％を超えて推移すると見込んでいますが、これまで公債費負担適正化計画で25％を超えるとしていた比率も、平成27年度の24・3％をピークに、その後は減少に転じていくと見込んでいます。

■収入の確保・増大策が今後の課題

少子高齢化、人口減少が見込まれる中、収入の確保・増大策が今後の大きな課題になってきます。

企業誘致などで地場産業の振興を図り、市勢の活性化に努めながら、資産・債務改革プランに基づき処分可能な資産を売却するほか、今後増加が見込まれる基金を外部運用することによる税外収入の確保など、今後も収入の増加に努めます。

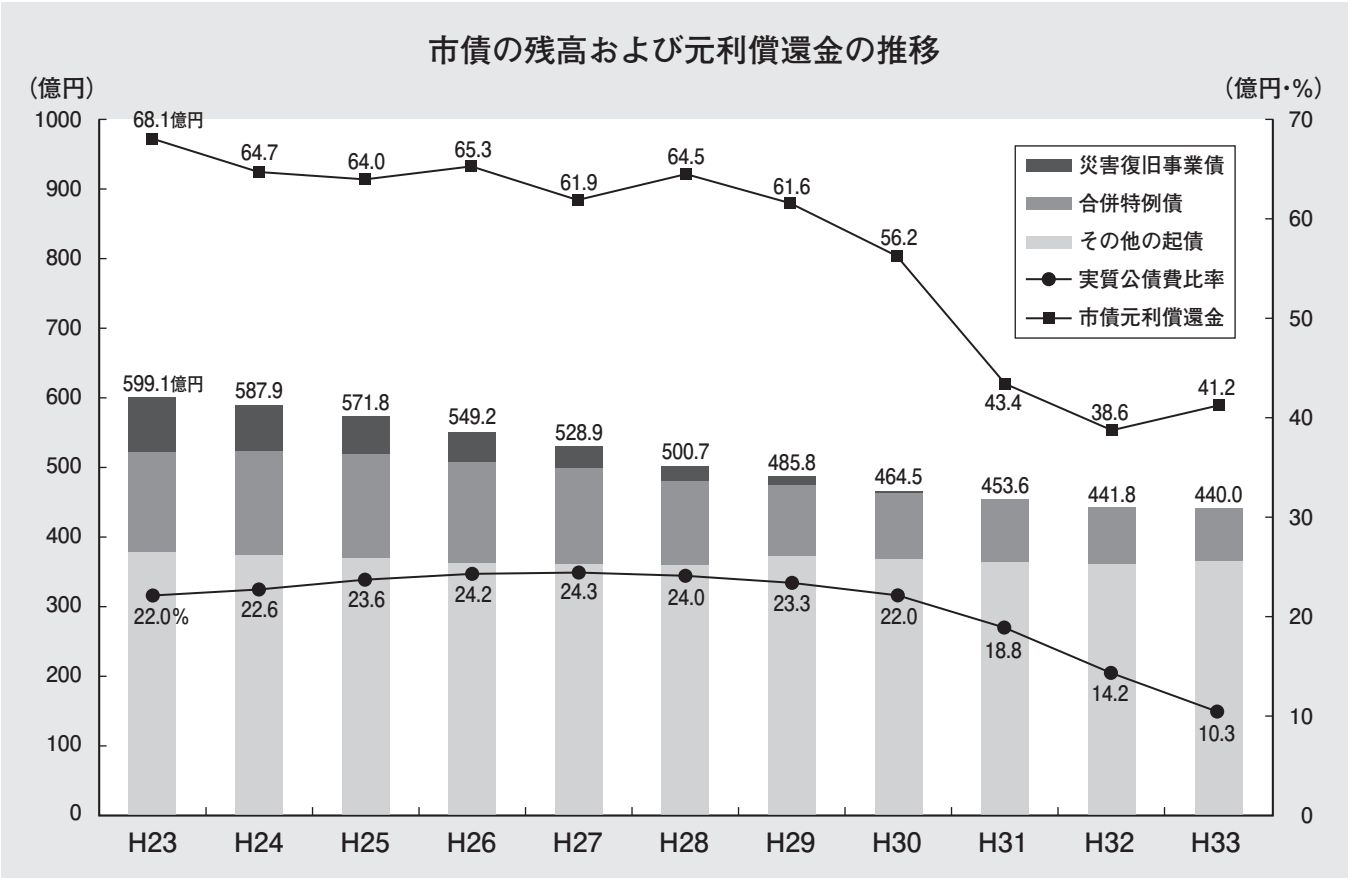

■パブリック・コメント■

第3期障害福祉計画(案)について
市民の皆さんの意見を募集します

市では、このたび「柏崎市第3期障害福祉計画(案)」をとりまとめました。計画(案)の概要をお知らせしますので、市民の皆さんのご意見をお寄せください。

問福祉課障害相談係　☎21・2234　FAX21・1315
✉fukushi@city.kashiwazaki.niigata.jp

この第3期障害福祉計画は、平成24～26年度までの3年間を計画期間とし、「共に支え合い、共に活動し、安心して暮らせるまちづくりを目指す」ことを基本理念にしています。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域生活移行や就労支援に対する数値目標を掲げるとともに、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業における必要なサービス量を見込み、それらを確保する方策・体制について定めました。

■**施設入所者の地域生活への移行**

●**入所者のうち22人をグループホームなどに移行**

計画目標年度である平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所者のうち22人がグループホームなどに移行する数値目標を掲げました。（すでに7人が移行しています）

■**福祉施設から一般就労への移行**

●**一般就労者数を19人に**

福祉施設の利用者のうち、就労支援事業などを通じて、福祉施設を退所し一般就労する人の数を19人（平成22年度中11人就労）とする数値目標を掲げました。

●**就労移行支援事業の利用者数を26人に**

福祉施設利用者500人（平成26年度末の見込み数）のうち、就労移行支援事業を利用する人の数を26人（平成22年度末23人）に、就労継続支援（A型）事業の利用者数を20人（平成22年度末0人）とする数値目標を掲げました。

ご意見をお寄せください

▼**計画(案)の公表**

3月5日(月)まで、次の場所でご覧いただけます。

●福祉課
●市役所情報コーナー
●高柳町事務所
●西山町事務所
●市民プラザ
●ソフィアセンター
●元気館
●市ホームページ

▼**意見の提出方法**

3月5日(月)までに、直接または郵送・ファクス・Eメール（住所・氏名・電話番号を記入、様式自由）で、福祉課障害相談係（〒945-8511中央町5番50号）へ。

▼**意見の公表**

お寄せいただいた意見の概要は、福祉課・市ホームページで公表します。

※氏名などは公表しません。

計画期間における障害福祉サービスなどの見込量とそれらを確保する方策

障害福祉サービスなどの提供体制を確保するため、これまでの実績やアンケート結果などを参考に、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の必要な量を見込み、それらを確保する方策を掲げました。

■障害福祉サービスの見込量と方策（一部抜粋）

▶訪問系サービス

●居宅介護（ホームヘルプ）

自宅での入浴、排せつ、食事の介護や通院の介助など

平成24年度	平成25年度	平成26年度
1,078時間 77人	1,148時間 82人	1,218時間 87人

単位:1か月当たりの利用時間･人数

●同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するなど移動を援護

平成24年度	平成25年度	平成26年度
112時間 8人	126時間 9人	140時間 10人

単位:1か月当たりの利用時間･人数

▶訪問系サービスの見込量を確保するための方策

居宅介護（ホームヘルプ）などの訪問系サービスは、現在市内では２事業所が行っています。障害のある人が地域で生活を送る上で欠かせないサービスのため、引き続きサービス体制を確保するとともに、サービス利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスの拡充を行います。

また、障害福祉サービス事業所へ専門的な人材の確保、研修などによるサービスの質の向上を働き掛けるとともに、地域課題に対応したサービスを構築していきます。

■相談支援の見込量と方策（一部抜粋）

▶計画相談支援

障害福祉サービス利用者に、地域で充実した生活を営んでいくための個別の計画的なケアプランを作成

平成24年度	平成25年度	平成26年度
33人	79人	102人

単位:1か月当たりの利用人数

▶相談支援の見込量を確保するための方策

計画相談支援は、今後３年間で全ての障害福祉サービス利用者に支援を行うように利用者数を見込むことから、各事業所の相談支援専門員の育成・確保に取り組みます。

■地域生活支援事業の見込量と方策（一部抜粋）

▶移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対する外出のための支援

平成24年度	平成25年度	平成26年度
80人 5,920時間	85人 6,290時間	90人 6,660時間

単位:年間利用人数･延べ利用時間

▶移動支援事業の見込量を確保するための方策

移動支援事業は、現在２事業所に委託して実施しています。アンケート結果においてもニーズが高いサービスであり、現在の事業所のサービスを確保するとともに、新たな事業所の参入を促します。

※ここに掲載したサービスの見込量や方策は、計画（案）の一部抜粋です。計画では、このほかのサービスについても同様に見込量とそれらを確保するための方策を掲げています。

市・県民税

申告は忘れずに・・・
お早めにお願いします

問税務課市民税係　☎21・2247　FAX21・4700

市・県民税の申告は
2月16日(木)～3月15日(木)まで

市・県民税の申告は、原則全ての方が行います。所得税の確定申告をしなくてよい方でも、市・県民税の申告が必要な場合もあります。

申告を忘れたり、記入漏れがあったりすると、正しい課税が行われません。また、所得に関する証明書が発行できなかったり、後日、催告や調査、税額の変更が必要となったりする場合があります。忘れずに申告しましょう。

市・県民税の申告は、福祉年金・児童扶養手当などの受給資格の判定や、国民健康保険税・介護保険料・保育料などの算定の資料にもなります。

▶1　申告が必要な方

平成24年1月1日現在、市内に住所がある方。ただし、次の①～④の方は申告の必要がありません。

①所得税の確定申告をする方

②給与所得者で平成23年中に給与以外の収入がなく、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている方（2か所以上から給与の支払いを受けた方は申告が必要）

③平成23年中の収入が公的年金のみの方で、支払者から市へ公的年金等支払報告書が提出されている方

④無収入の方のうち、市内居住者の扶養になっている方（国民健康保険加入者・児童扶養手当受給者・就学援助者・国民年金保険料免除申請者や所得証明書などが必要な方は申告が必要）

※②③の方で各種所得控除を受けたい場合は、市・県民税の申告書か所得税の確定申告書を提出してください。

▶2　申告書の受付・相談を行います

下記の会場で、申告書の受け付けや相談を行います。なお、市役所会場にお越しの場合は、駐車場が混雑しますので、なるべく公共交通機関などをご利用ください。

▶受付・相談日程

受付・相談会場	開　催　日	受付時間
市役所 会議棟101会議室	2.16(木)～3.15(木) ※土・日曜は除く	9:00～16:00
高柳町事務所	2.22(水)・2.29(水) 3.7(水)・14(水)	9:30～16:00
西山町いきいき館	2.17(金)・21(火)・24(金) 2.28(火)・3.2(金)・6(火) 3.9(金)・13(火)	

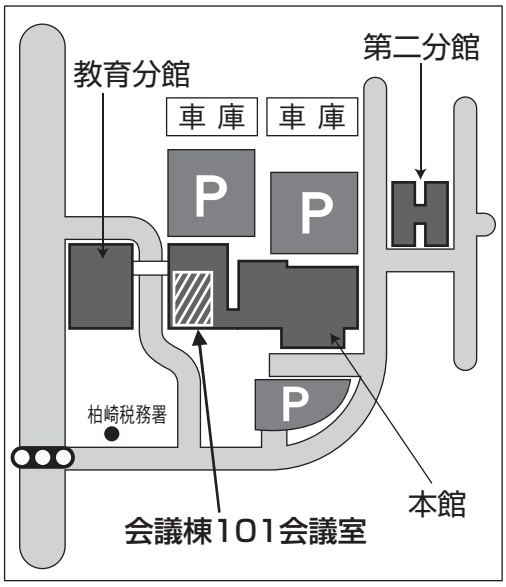

▶3 申告の際に必要なもの

①印鑑
②本人名義の通帳
③申告書（各会場・税務課・高柳町事務所福祉保健課・西山町事務所福祉保健課にあります）
④所得や収入を証明するもの

給与所得	源泉徴収票など
公的年金	源泉徴収票
営業・農業・不動産所得、公的年金以外の雑所得	収入･仕入れ･経費を集計したもの（領収書など）

⑤控除を受けるために必要なもの　※雑損繰越がある方は、前年の確定申告書の控えをお持ちください。

医療費控除	医師に支払う診療費や治療のための医薬品の代金など支払った領収書やレシートおよびそれを集計したものなど
寄附金控除	受領書など
社会保険料控除	証明書・領収書など
生命保険料･地震保険料控除	支払額証明書
障害者控除	障害者手帳・障害者控除対象者認定書
勤労学生控除	在学証明書・学生証
扶養･配偶者（特別）控除	扶養している方の所得を明らかにするもの（源泉徴収票など）

▶4 申告書の提出方法

申告書は、各受付・相談会場または市役所ロビー・高柳町事務所福祉保健課・西山町事務所福祉保健課に設置する申告書投函箱へ。なお、郵便でも提出できます。必要な証明書などを添付して、税務課市民税係（〒945-8511中央町5番50号）へ。

e-Taxによる所得税の確定申告書の提出に、ご協力をお願いします。

※青色申告の方、譲渡所得のある方、住宅借入金等特別控除を受ける方、退職所得のある方、雑損控除のある方、昨年の確定申告の内容を変更する方は、柏崎税務署へ申告してください。

▶5 介護高齢課からのお知らせ

障害者控除の対象者に認定書を交付します

65歳以上の高齢者のうち要介護１以上で、障害者に準ずる方として認められた場合、認定書を交付します。必要な方は、介護高齢課または高柳町事務所・西山町事務所へお越しください。詳しくは、広報かしわざき12月5日号をご覧ください。

問介護高齢課高齢対策係　☎21･2228　FAX21･4700

２年目以降のおむつ使用証明書の交付について

寝たきりの方のおむつ代を医療費控除の対象として確定申告するためには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。この控除を受けるのが２年目以降で、介護保険の要介護認定を受けている方（一定の要件を満たしている必要あり）は、市で使用証明書に代わる書類を発行しますので、お問い合わせください。

問介護高齢課介護認定係　☎21･2228　FAX21･4700

所得税

柏崎税務署からのお知らせ

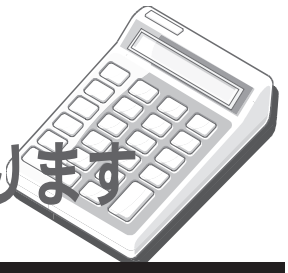

確定申告の受け付けが始まります

申告は自分で書いてお早めに

2月16日(木)～3月15日(木) 9：00～16：00

平成23年分所得税の確定申告の相談や申告書の受け付けは、2月16日(木)～3月15日(木)です。申告期限間近は大変混雑しますので、早めに提出してください。

土・日曜は、相談や申告書の受け付けを行いません。申告書を提出したい方は、郵送や税務署の時間外収受箱へ投函してください。

▶個人事業者の 消費税・地方消費税 の申告もお忘れなく

平成23年分の消費税･地方消費税の確定申告は、4月2日(月)までに行ってください。申告書は国税庁のホームページから作成することもできます。

インターネットを使って自宅から簡単申告

国税庁のホームページ(http://www.nta.go.jp)から申告書を作成したり、インターネットを使って電子申告(e-Tax)したりすることができます。

e-Taxで申告すると・・・

■最高4,000円の税額控除

所得税額から最高4,000円の控除を受けられます。(平成22年分以前に控除を受けている場合を除く)

■添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出や提示を省略することができます。(確定申告期限から３年間は、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります)

■還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、通常６週間程度かかる処理が３週間程度に短縮されます。

※e-Taxを利用する場合は、事前に手続きが必要ですので、お問い合わせください。

期限までに正しい申告を

所得税は、自らが所得金額や税額などを正しく計算して申告し納税することになっています。期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、加算税や延滞税なども納めなければならない場合がありますので、正しく申告してください。

納税は振替納税が便利です

振替納税では、指定した預貯金口座から振替納付日に自動的に納税されます。うっかり納税を忘れることもなく大変便利ですので、ぜひご利用ください。振替納税を利用したい方は、所得税は3月15日(木)までに、消費税・地方消費税は4月2日(月)までに、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を税務署へ提出してください。

納付書で納付する方は、納付書と納付額をお持ちの上、最寄りの金融機関または税務署へお越しください。

▶納期限・振替納付日

	納付書・電子納税の納期限	振替納税の振替納付日
所得税	3月15日(木)	4月20日(金)
消費税・地方消費税	4月 2日(月)	4月25日(水)

還付される税金の受取方法

金融機関の預貯金口座への振り込みが便利ですので、ご利用ください。

問柏崎税務署 ☎22･2131

※税務署は駐車場が狭いため、お越しの際はなるべく公共交通機関などをご利用ください。

消したはず 決めつけないで もう一度

2011年度全国統一防火標語

冬場は、家庭や職場でストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。この時季、暖房器具が原因の火災が多く発生しますので、十分注意し安全な方法で使用してください。

問消防本部予防課　☎24・1382　FAX22・1409

暖房器具は正しい方法で使用しましょう

■使用する前に

- 初めて使用するときは、取扱説明書をよく読んで正しく使用しましょう
- 十分な点検、整備を行いましょう

■正しい使用方法を

- ストーブの上に洗濯物などを干さないでください
- 石油ストーブは、火をつけたままでの給油や持ち運びはしないでください
- 石油ストーブの燃料は決められたものを使用し、給油後は栓をしっかりと閉めてください
- ストーブの近くでヘアスプレーなどの引火性の危険があるものは使用しないでください

■安全な場所で使用する

- ストーブはカーテンや障子戸などから離して置きましょう
- 外出するときや寝るときは、完全に火を消し、ガスストーブは元栓を完全に閉めましょう

市内で発生した火災件数

平成22年		平成23年
28件	→	38件

前年と比較し、10件と大幅に増加しています。暖房器具は正しく使用し、きちんと火の始末をしましょう。

火災の種別

	平成23年	平成22年	増減
建物火災	20件	16件	4件
林野火災	0件	1件	−1件
車両火災	6件	5件	1件
その他	12件	6件	6件
合　計	38件	28件	10件

その他が増えた原因は、３～５月に雨の日が少なく、枯草に野焼きなどの火が延焼・拡大した事案が多かったからです。

火災での死者･負傷者数

	平成22年		平成23年
死者	1人	→	3人
負傷者	6人	→	8人

逃げ遅れが原因で亡くなることがあります。建物火災の早期発見には警報器が有効です。まだ、取り付けていない世帯は早めに付けましょう。

平成23年中の火災・救急・救助の概況（数値）は、市ホームページに掲載しています。